令和３年第５回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年５月２８日（金）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第５　　議案第２５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第６　　議案第２６号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

日程第７　　議案第２７号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第２８号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第９　　議案第２９号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和３年第５回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　１　）

日程第５

議案第２５農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　２　）

日程第６

議案第２６号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（　１　）

日程第７

議案第２７号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　４　）

日程第８

議案第２８号令和３年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認について

可決（　２　）

日程第９

議案第２９号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　６０　）

令和３年第５回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　５月２８日（金曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　５月２８日（金曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

欠席者なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長

事務局　課長補佐

事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
新型コロナウイルス感染の関係で、今月の全体協議会も出来ませんでしたし、総会は人数が少ないということで開催できましたが、県の常設審議委員会も書面決議、森林組合の総代会も書面決議ということで、色んな所で影響が出ております。ワクチンの接種も始まっているようですので、早く終息するといいなと思います。
それでは、ただ今から令和３年第５回三股町農業委員会総会を開催いたします。
尚、本日は新型コロナウイルス感染防止対策から、時間を短縮して、議事を進めていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に４番委員の下石昭廣さんと５番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告１１号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計2件3筆3,649㎡、うち田が2筆1,880㎡、畑が1筆1,769㎡でございます。
詳細については総会資料3頁99番から100番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第４、議案第２４号農地法第３条の

規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてであります。合計1件4筆4,889㎡、田が4筆4,889㎡でございます。詳細について担当が、ご説明いたします。

事務局

議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料５頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。

受付番号19番、受付年月日：令和3年5月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇法人　〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字後畑〇〇〇〇番〇他3筆、地目：田、合計面積：4,889 ㎡です。こちらは相手方の要望による所有権移転売買となっております。農地法第3条第2項第各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明をお願いします。

２番委員（上水広志）

受付番号19番は5月27日に第2ブロック委員4名で現地確認及び聴き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で和牛繁殖及び水稲を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、農作業に従事する人は家族３名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等を特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。今回、申請地の現場確認をした時に他の委員からも意見がでたのですが、通常、〇〇〇〇を通しての売買の場合は3条申請が上がってこないのですが、〇〇〇〇を通した売買と今回の案件との違いを教えて下さい。

事務局

今回上がってきている農地は、昨年8月に受人が渡人と10年間の分割払いで取得されていたのですが、今回、受人の要望で10年間の分割払いを解除して、早めに土地を所有したいという申し出があり、3条による所有権移転売買となっております。

事務局
本来なら、10 年後に買戻すところを２年経って早期の買戻しをしたいという形でされたものが、今回の案件になっております。

２番委員（上水広志）
今後、そういう案件の場合は 3 条申請が必要ということですか。

事務局
あまり事例としてはないのですが、５年後、10 年後に期日が来て所有権移転するパターンが多いです。今回は本人の申し出があったので、こういう形になりました。

４番委員（下石昭廣）
それの関連で、ちょっと質問をいいですか。事情は十分わかりましたが、農振農用地なので、斡旋の中でというふうにはできなかったのでしょうか。3 条でなければいけなかったのですか。3 条は農地法ですよね。斡旋は基盤強化法なので、そっちの方なら税金関係もメリットがあると思うのですが。

議長（溝口良信）
私もこれは斡旋ではないのかと思って、斡旋担当に聞いたのですが、公社からこういう案件の場合は 3 条申請でというふうに聞いているようです。

４番委員（下石昭廣）
農地法でするか基盤強化法でするかの差なんですけど。

事務局
一時貸付と即売りタイプは 3 条申請はいらないのですけど、分割払いタイプは 3 条申請が必要で、今回のように買戻す場合は 3 条申請が必要になります。

４番委員（下石昭廣）
分割払いの場合はなぜ 3 条が必要なのか理由がわからないのですが。

事務局
3 条申請をして手続きをしてくださいと〇〇から言われたようです。そのような〇〇の決まり事があるようです。農業委員会としても今回の案件は戸惑ったとこもあるのですけど、〇〇の規定にそって 3 条申請をしたということです。

４番委員（下石昭廣）
わかりました。分割払いタイプを途中で買戻す場合は 3 条申請が必要ということですね。

２番委員（上水広志）
今後のために、〇〇の規定がどうなっているか、他の委員も知りたいと思うので、資料があったらもらえるといいと思います。

議長（溝口良信）
それでは、〇〇の規定がどうなっているか資料を、次回の全体協議会で皆さんに提示するということでいいですか。

（　「はい」の声　）

議長（溝口良信）
他になにか、ご質問、ご意見はありませんか

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号 19 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 19 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第５議案第２５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２５号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてであります。合計 2 件 2 筆 662 ㎡、畑が 2 筆 662 ㎡であります。詳細については担当が２件続けて、ご説明いたします。

事務局
議案第２５号農地転用許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。総会資料の７頁及び別冊の航空写真も合わせてご覧ください。
受付番号 2 番、許可年月日、平成 25 年 5 月 22 日、許可番号〇〇〇〇-〇-〇〇〇。転用事業者は〇〇〇〇〇、事業を遂行できない理由は、工事を着工出来なかったためです。詳細に関しましては、後ほど 5 条申請 32 番で、ご説明いたします。

続きまして、受付番号 3 番、許可年月日、平成 3 年 11 月 7 日、許可番号〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇。転用事業者は〇〇〇、事業を遂行できない理由は、平成 3 年当時申請地に店舗兼一般住宅の建設を予定し事業を進めていたが体調を崩したため、一旦畑として使用していた。申請人は〇〇〇在住で、年齢のことを考えると高齢であ

り、住居を変更するのは無理なことから事業を計画通り遂行することができないという理由です。後ほど５条申請 35 番でも、ご説明いたします。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 2 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 2 番は承認することに決定しました。続きまして、受付番号 3 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 3 番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第６、議案第２６号農地法第４条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２６号農地法第４条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 1 筆 500 ㎡、畑が 1 筆 500 ㎡でございます。詳細について担当がご説明いたします。

事務局
議案第２６号農地法第４条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の９頁及び別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号 9 番、受付年月日：令和 3 年 5 月 10 日、受人：〇〇　〇、申請地：餅原字前田〇〇〇〇番、地目：畑、合計面積：500 ㎡です。転用目的は農業用倉庫、農業用資材置場です。こちらは第 2 種農地で、今回、農地法の許可を取らずに農業用倉庫及び資材置場として利用していたことに気づき、農地転用の申請をするものです。こちらは追認申請になり、始末書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）

受付番号９番は５月 24 日に第４ブロック委員３名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地はすでに農業用倉庫及び農業用資材置場として建築されており、違反状態を是正するため、今回、申請に至るものです。申請地の南及び東側は山林、北及び西側は宅地であり、建物及び敷地内の雨水については側溝を設置してあり、北側公道の既設側溝へ接続してあることから、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、受付番号９番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号９番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７、議案第２７号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２７号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計４件４筆 1,865 ㎡、畑が４筆 1,865 ㎡でございます。詳細について４件続けて、担当がご説明いたします。

事務局

ご説明いたします。総会資料の１１頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 32 番、事業計画変更２号に関連いたします。受付年月日：令和３年５月 10 日、受人：○○○○、渡人：○○○○○、申請地：樺山字榎堀○○○○番○○、地目：畑、面積：253 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅１棟です。こちらの農地は第３種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。また申請地への接道である公衆用道路につきましては、所有権移転後、登記簿謄本の写しを提出していただきます。

続きまして、受付番号 33 番、受付年月日：令和３年５月 10 日、受人：㈲○○○○○、渡人：○○○○、申請地：宮村字宇都○○○番、地目：畑、面積：900 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は資材置場です。こちらの農地は第２種農地

であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 34 番、受付年月日：令和 3 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：303 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 35 番、事業計画変更 3 号に関連いたします。受付年月日：令和 3 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇　〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇、地目：畑、合計面積：409 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 32 番は 5 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。今回の申請地は平成 25 年 5 月に許可になっておりましたが、建築確認申請の確認をしたにも関わらず、建築業者が数年経っても工事に着工しないため、契約を破棄し、今回再申請となったものです。転用の目的は一般個人住宅です。受人は現在、〇〇で借家住まいをされています。住居が手狭になったため、生活に利便性の良い申請地に住宅を建築するものです。雨水については雨水桝を設置し、接道には排水管を埋設し、町道既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

２番委員（馬渡芳文）
受付番号 33 番は、5 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は未耕作の状況でした。転用目的は木材置場です。以前から申請地周辺は木材置場として利用されており、その一角になります。申請地周囲にはブロック塀を設置し、近隣の農地、作物には被害が無いよう、十分に注意するということです。資材置場として利用するため、生活排水等は発生せず、雨水は整地後、敷砂利及び集水桝を設置し自然浸透ということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）
受付番号 34 番は 5 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしま

した。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的は一般個人住宅です。受人は〇〇在住で借家住まいをされていますが、公園に隣接し、学校等も近く、住宅環境の良い申請地に個人住宅を建築されるものです。生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は既設側溝へ排水します。雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）
受付番号 35 番は 5 月 27 日に第 2 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。先程、事業計画変更申請で説明がありましたが、平成 3 年に店舗兼個人住宅として転用の許可を受けていましたが、申請人が体調を崩されて事業計画を断念されたものです。その後は申請地の一部を分筆して売買され現在は駐車場として利用されております。残りの土地は畑として利用されていました。今回、〇〇在住の受人が申請地を購入され、一般個人住宅を建築されるものです。申請地はすでに宅地として造成されており、周辺は宅地で、境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は公共下水道へ接続され、雨水についても既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 32 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 32 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 33 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 33 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 34 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 34 番は承認することに決定いたしました。続きまし

て、受付番号 35 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 35 番は承認することに決定しました。続きまして、日程第 8、議案２８号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２８号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。今回２名上がってきております。詳細については、別冊の推薦書の通りとなっております。ご審議をお願いします。

議長（溝口良信）
本来ならば、全体協議会で推薦委員の説明を受けるところですが、今回は全体協議会がありませんでしたので、〇〇〇〇については担当委員は出水委員で今回は更新ということです。〇〇〇〇については杉野委員からの新規の推薦であります。

議長（溝口良信）
これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、議案第２８号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第９、議案第２９号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２９農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 15 件 22 筆 14,428 ㎡、田が 18 筆 13,154 ㎡、畑が 4 筆 1,274 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 45 件 87 筆 83,550 ㎡、うち田が 60 筆 49,153 ㎡、畑が 27 筆 34,397 ㎡でござ

います。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計38件61筆50,151㎡、うち田が59筆48,132㎡、畑が2筆2,019㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計7件、26筆33,399㎡、うち田が1筆1,021㎡、畑が25筆32,378㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料14頁30番から16頁44番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料17頁239番から24頁276番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料25頁277番から26頁283番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、総会資料の所有権移転に関する14頁30番から16頁44番まで、及び利用権設定に関する17頁239番から26頁283番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、総会資料14頁30番から16頁44番まで及び17頁239番から26頁283番までについて承認することに決定いたしました。以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第５回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10時00分